



平成 26 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 寺 田 勝 宏 (J A S D A Q コード 7 6 1 0)
問 い 合 せ 先	管 理 部 長 藤 原 克 治
電 話 番 号	0 3 - 5 7 1 9 - 4 7 7 5

定款の一部変更に関するお知らせ

平成26年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成26年5月29日開催予定の第24期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの改革として、取締役の事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することが可能となるよう取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (3) 上記(2) 取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう、剰余金の配当等の決定機関にかかる規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 5 月 29 日
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	平成 26 年 5 月 29 日

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 古物売買並びにその受託販売</p> <p>(2) 下記商品の企画、制作、販売、仲介、出版、輸出・輸入、レンタル、リース及びコンサルティング業務書籍、雑誌及びそれに準ずる印刷物、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、コンピュータ機器、コンピュータソフト、コンピュータ周辺機器、通信機器、事務機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品、衣類、皮革製品、貴金属、食料品、化粧品、教育機器、自動販売機、店舗用什器備品、各種催物のチケット等</p> <p>(3) 通信機器、衛星放送の受信機の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業</p> <p>(4) インターネット等を利用した通信販売、売買斡旋、及びオークションの開催</p> <p>(5) インターネット等を利用した電子書籍、音楽、ゲーム、映像、教材及び情報等のコンテンツ配信の提供サービス</p> <p>(6) インターネット等を利用した情報提供及びその技術のコンサルティング業務</p> <p>(7) コンピュータシステムの開発、設計、制作、販売、リース、賃貸及び管理</p> <p>(8) コンピュータソフトウェア情報提供サービス及び情報処理サービス</p> <p>(9) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務</p> <p>(10) 遊技場経営</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (11) (現行どおり)</p>

- (11) コンビニエンスストアの経営
- (12) プリペイドカード等の前払式証票及び情報記録磁気プリントカードの発行、売買並びに仲介
- (13) ペット向け食品等の企画、製造及び販売
- (14) 健康食品及びペット向け食品等の輸入販売
- (15) 情報商材の販売
- (16) 通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(17) 飲食店、喫茶店、宿泊施設、インターネットコミックカフェの経営

(18) エステティックサロンの経営

(19) ソフトウェアの開発及び販売

(20) 不動産の売買、賃貸借、管理

(21) 内装工事の企画、設計、施工

(22) レンタルスペースの経営

(23) イベントの企画及び広告業

(24) 店舗用什器・備品のリース業

(25) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の知的財産権の取得、利用、売買、管理並びにその代行、情報提供及びその技術のコンサルティング業務

(26) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条～第19条

(省 略)

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第21条～第29条

(12) プリペイドカード等の前払式支払手段及び情報記録磁気プリントカードの発行、売買並びに仲介

(13) ～ (16)

(現行どおり)

(17) 自家用自動車有償貸渡業

(18) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車の古物売買業

(19) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他輸送機器の点検、整備及び塗装、修理

(20) 飲食店、喫茶店、宿泊施設、インターネットコミックカフェの経営

(21) エステティックサロンの経営

(22) ソフトウェアの開発及び販売

(23) 不動産の売買、賃貸借、管理

(24) 内装工事の企画、設計、施工

(25) レンタルスペースの経営

(26) イベントの企画及び広告業

(27) 店舗用什器・備品のリース業

(28) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の知的財産権の取得、利用、売買、管理並びにその代行、情報提供及びその技術のコンサルティング業務

(29) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条～第19条

(現行どおり)

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第21条～第29条

<p>(省 略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 30 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 30 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>3 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>4 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
---	---

以 上